

IV 地域福祉活動の個別計画

1 身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

(1) 小地域福祉活動の推進

[活動の柱]

小地域福祉 活動の推進

[具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動]

① 実施体制の整備（新規）

② 小地域福祉活動支援（新規）

- 小地域福祉活動を立ち上げ、その展開を通して、身近な地域を舞台に、そこに暮らす区民等が主体となり、様々な課題の発見・解決を図っていきます。

① 実施体制の整備（新規活動）

- ・ 地域に住む要援護者の困りごとを、身近な地域内で自主的・主体的に解決することをめざします。
- ・ 区内 19 地区ごとに（仮称）地区福祉推進委員会、（仮称）地区福祉運営会議を設け、要援護者の支えあい活動・要援護者の見守り活動・地域ボランティア発掘育成・ふれあい交流活動・地域情報収集・地域への福祉情報提供などを行います。
- ・ モデル地区を設けて試行し、運営・効果・所要経費などについて検証したうえで、計画最終年次までに全地区での立ち上げを目標とします。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
活動地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

② 小地域福祉活動支援（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動を行う地区に対し社協等が必要な支援を行い、活動を進めます。
- ・ 地域ボランティア育成のための育成講座に講師を派遣するなど、モデル事業単位に支援を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
活動地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

(2) 支えあい福祉活動のネットワークづくり

〔活動の柱〕

支えあい福祉活動 のネットワーク づくり

〔具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動〕

① 小地域福祉活動内のネットワークづくり（新規）

② 地域活動コーディネーターの発掘・育成（新規）

③ 協力会員連絡会議の設置（新規）

④ ネットワーク推進会議の設置（新規）

○ 地域における区民同士のつながり等を築くしくみづくりを進め、小地域福祉活動の推進等を支援します。

① 小地域福祉活動内のネットワークづくり（新規活動）

- ・ 19 の小地域福祉活動区域内での情報・人材・たすけあいのネットワークを構築します。
- ・ 地区ごとに（仮称）地区福祉運営会議を設置し、情報・人材・たすけあいのネットワークを構築します。
- ・ 小地域福祉活動の立ち上げと連動して構築します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
活動地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

② 地域活動コーディネーターの発掘・育成（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動における活動を進めるコーディネーター（調整役）を地域の中で発掘・育成します。
- ・ 各地区から適任者の推薦を受け、必要な研修を支援します。
- ・ 19 年度から毎年実施します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
受講者数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	150 人

③ 協力会員連絡会議の設置（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動と、しあわせサービスなど社会福祉協議会の支えあい活動の協力会員との連携を図ります。
- ・ 協力会員には小地域福祉活動に参加いただき、地区は新たな協力会員を発掘します。
- ・ 小地域福祉活動の立ち上げと連動して設置します。

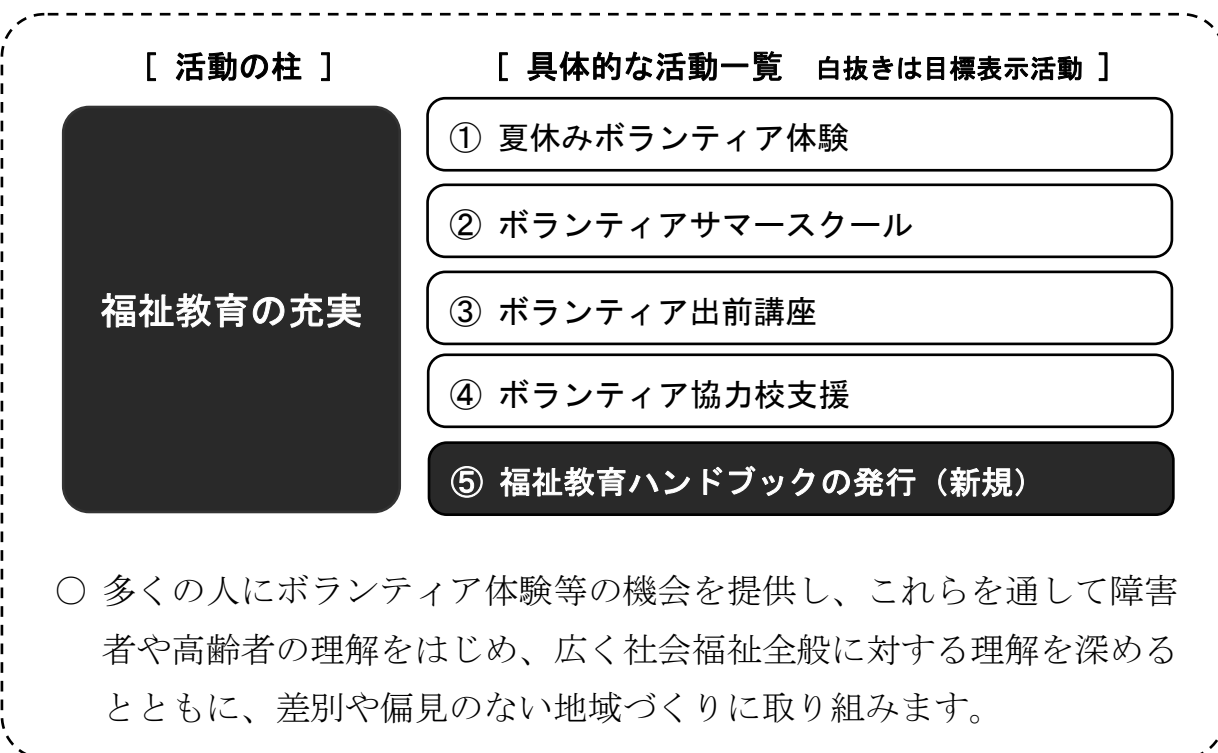
活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
設置地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

④ ネットワーク推進会議の設置（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動同士の横の連携を図ります。
- ・ 地区と地区との連携を図るため、ネットワーク推進会議を設けます。
- ・ 小地域福祉活動の立ち上げと連動して設置します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
設置地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

(3) 福祉教育の充実



①夏休みボランティア体験

- ・ 中・高・大学生などを対象とし、福祉ボランティア活動への理解と参加を促進することを目的として、夏休み期間に 3 日間以上福祉施設でのボランティア活動体験を実施します。

②ボランティアサマースクール

- ・ 夏休みボランティア体験の参加者のうち、中・高校生などを対象として、福祉活動やボランティア活動に対する認識を深めることを目的として、基礎学習、体験学習、体験発表、体験型の講座などを実施します。

③ボランティア出前講座

- ・ 福祉やボランティア活動についての関心や理解を深めることを目的として、学校・地域などに講師を派遣します。



[ボランティア出前講座]

④ ボランティア協力校支援

- ・区内中学校・高等学校を対象とし、福祉やボランティアへの理解と関心を高め、児童・生徒が地域社会の福祉に貢献することを目的として、ボランティア活動・福祉教育への学習支援を行います。

⑤ 福祉教育ハンドブックの発行（新規活動）

- ・小・中・高等学校の教員向けの福祉教育ハンドブックを発行し、児童・生徒への指導を通じて、児童・生徒が福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをめざします。
- ・学校関係者を含めた「作成委員会」を設置し、アンケート調査、調査集計、モデルプログラムなどをもとに、福祉教育ハンドブックを編集します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
ハンドブック作成	委員会設置	検討	配布			—

（４）福祉人材の育成

〔 活動の柱 〕

福祉人材の育成

〔 具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動 〕

① 手話講習会

② 訪問介護員レベルアップ研修

③ 福祉指導者研修会

④ 地域活動コーディネーター養成研修（新規）

○ 地域において福祉活動を行う人づくりを実施・支援し、活動の中心となる人を育てます。

① 手話講習会

- ・手話の意義を広く周知し、聴覚障害者への理解を深めるとともに、手話通訳者を育成します。

② 訪問介護員レベルアップ研修

- ・ 訪問介護計画の作成などの実践的な研修を実施することにより、優良な訪問介護員を育成します。

③ 福祉指導者研修会

- ・ 民生委員児童委員・主任児童委員を対象に、福祉指導者としての職務知識向上のための研修を実施します。

④ 地域活動コーディネーター養成研修（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動における活動を進めるコーディネーター（調整役）を養成します。
- ・ 各地区から候補者の推薦を受け、3日間程度の講習を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
受講者数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	150 人

（５）地区行事等の支援

〔 活動の柱 〕

地区行事等の支援

〔 具体的な活動一覧 〕

① 地区敬老行事支援

② 青少年育成地区委員会支援

- 地区行事等に支援を行い、行事等の実施・活性化を通して、地域における人と人のつながりづくりを推進します。

① 地区敬老行事支援

- ・ 高齢者福祉増進のため、各地区で行われる敬老行事に対し、支援を行います。

② 青少年育成地区委員会支援

- ・ 児童福祉の推進と児童の健全育成を図るため、各地区で行われる青少年育成活動に対し、支援を行います。

2 たすけあいの輪を広げましょう

(1) 住民参加型福祉サービスの充実

[活動の柱]

住民参加型福祉 サービスの充実

[具体的な活動一覧]

① しあわせサービス

② ファミリー・サポート・センター

③ ハンディキャブ運行

④ 生活支援ボランティア

⑤ 高齢者食事サービス活動支援

○ 区民が活動者となる住民参加型福祉サービスをさらに充実させます。

① しあわせサービス

- ・ 支援が必要な区民が地域で自立して生活ができるように、家事援助や簡単な介助を行う協力会員を派遣する住民参加型有償家事援助サービスです。

② ファミリー・サポート・センター

- ・ 働く保護者の育児を支援するために、子育て経験のある区民が、保育園への送迎や保護者の帰宅までの一時預かりなどを行う、住民参加型有償育児支援サービスです。



[ファミリー・サポート・センター]

③ ハンディキャブ運行

- ・ 車椅子が乗降できる電動リフト付の車両（ハンディキャブ）を用い、運転ボランティアによる運行により、歩行困難な障害者及び高齢者の社会参加を促進するサービスです。



[ハンディキャブ運行]

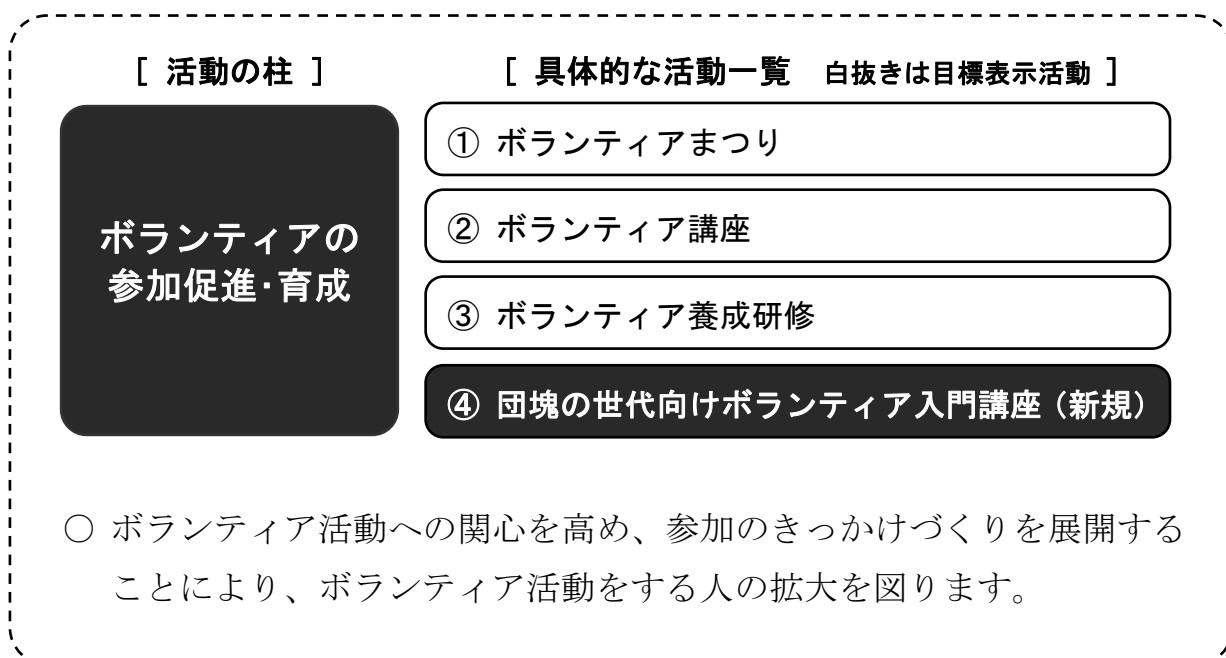
④ 生活支援ボランティア

- ・ 要援護者が地域で暮らし続けることができるよう、草取り・垣根刈り・電球の交換などを行う、地域ボランティアによる一時的な生活支援サービスです。

⑤ 高齢者食事サービス活動支援

- ・ ボランティア団体が行う配・会食サービス活動を支援し、ひとり暮らし高齢者の孤独感を解消し、地域の区民とのふれあいの場を提供します。

(2) ボランティアの参加促進・育成



① ボランティアまつり

- ・ ボランティア活動を知り、体験し、実際に活動に踏み出すきっかけをつくります。ボランティアによる実行委員会で企画し、当日の運営を行うことによって、既にボランティア活動に取り組んでいる人たちの交流を図ります。

② ボランティア講座

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくりと活動の促進、あわせてボランティアの養成を図ります。

③ ボランティア養成研修

- ・ 災害・環境・音訳・点訳・要約筆記・おはなしボランティアなど、専門ボランティア活動に特化した内容の研修会を開催します。

④ 団塊の世代向けボランティア入門講座（新規活動）

- ・ この数年間、毎年 6,000～7,000 人規模で退職を迎える団塊の世代の人たちを対象に、「地域におけるボランティア活動の新たな担い手として活動するきっかけづくり」を目的として、地域活動・ボランティア活動への入門講座を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の 総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
受講者数	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	600 人

（３）ボランティア活動の支援

〔 活動の柱 〕

ボランティア 活動の支援

〔 具体的な活動一覧 〕

① ボランティア相談・紹介・登録

② ボランティアグループ支援

③ ボランティア保険支援

④ ボランティアセンターだより発行

⑤ 活動場所等の提供

- ボランティア活動のさらなる拡充と充実に向けて、行政やNPO等と協働し、ボランティア活動を支援する相談・情報提供等の各種支援の充実を図ります。

① ボランティア相談・紹介・登録

- ・ ボランティア活動を始めたい、してほしいなど、ボランティア活動に関するあらゆる相談に応じます。

② ボランティアグループ支援

- ・登録ボランティアグループを対象に、活動の育成・発展を図るため、その活動の支援を行います。

③ ボランティア保険支援

- ・ボランティア活動中の万一の事故に備え、安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア保険の加入促進を図るとともに、その支援を行います。

④ ボランティアセンターだより発行

- ・葛飾区内外のボランティア関連情報を提供し、ボランティア活動への活用、理解、協力を図るため、ボランティアセンターだよりを発行し、PRに努めます。

⑤ 活動場所等の提供

- ・登録ボランティアグループに活動室、録音室等を貸出し、ボランティア活動の充実・振興を図ります。

(4) 募金活動の推進

[活動の柱]

募金活動の推進

[具体的な活動一覧]

① 歳末たすけあい運動募金

② 共同募金

- 自治町会等の協力を得ながら、募金に対する理解、主体的参加の促進等により、募金活動の充実を図るとともに、適切な配分を推進します。

① 歳末たすけあい運動募金

② 共同募金

3 安心して暮らせるしくみを充実させましょう

(1) 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスの充実

〔活動の柱〕

〔具体的な活動一覧〕

① ひとりぐらし高齢者毎日訪問

② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

③ 手話通訳者派遣

④ 視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣

○ 地域で暮らす高齢者、障害者、ひとり親などに対する各種のサービスを実施し、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

① ひとりぐらし高齢者毎日訪問

- ・ 70 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日（月～金）配達し、その際、あいさつなど一声かけることにより、孤独感の解消を図り、安否確認を行います。

② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

- ・ ひとり親家庭等に、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、その自立を図ります。

③ 手話通訳者派遣

- ・ 聴覚障害者及び言語障害者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。

④ 視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣

- ・ 屋外での活動に著しい制限のある視覚障害者及び知的障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に、障害者自立支援法にもとづくガイドヘルパーの派遣を行います。

(2) 福祉サービス利用支援の充実

〔活動の柱〕

〔具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動〕

福祉サービス利用 支援の充実

① 権利擁護センターかつしか

② 苦情解決第三者委員の設置・運営

- 高齢者、障害者、判断能力が十分ではない認知症※の方などが、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるよう、様々な支援を行います。

① 権利擁護センターかつしか（しっかりサポート）

- ・ 福祉サービスに関する相談、財産の管理に関する相談などの一般相談を随時行います。また、福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度※の利用、遺言・相続等について、弁護士等による専門的な相談を予約制で行います。
- ・ 預貯金通帳・印鑑や権利書などの預かり、日常生活費の引き出し・お届け、福祉サービスの利用手続きの代行などを行います。
- ・ 成年後見制度の申し立て手続きなどをお手伝いします。
- ・ 後見人候補者がいない場合の法人後見を受任するとともに、地域の後見人のサポート事業等を行います。〔権利擁護センターかつしか〕（平成19年度から実施予定）



活動指標	実績	年次目標					計画期間内の総量
	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	
相談件数	960件	1,000件	1,200件	1,400件	1,500件	1,600件	6,700件
契約者数	50人	55人	60人	65人	70人	75人	75人

※認知症

病気などのため脳が障害を受け、脳の知的な働きが持続的に低下した状態をいいます。後で思い出すことができる、物忘れとは異なります。

※成年後見制度

認知症や知的障害などにより判断能力が十分ではない人を不利益から守るため、家庭裁判所に申し立てをして、権利や財産を守る後見人などを選任する制度です。後見人は、本人が誤った判断にもとづいて契約を締結した場合に、その契約を取り消したりすることができます。

② 苦情解決第三者委員の設置・運営

- ・ 社会福祉協議会の福祉サービス利用者からの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、第三者の立場（学識経験者、民生委員児童委員等）からなる「苦情解決第三者委員」を設置し、苦情解決・調整のための事業を実施します。

（３）生活福祉資金の貸付等

〔 活動の柱 〕

生活福祉資金の 貸付等

〔 具体的な活動一覧 〕

① 生活福祉資金貸付

② 小口生活資金貸付

- 資金の貸付を必要とする人に、貸付及び援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるように支援します。

① 生活福祉資金貸付

- ・ 低所得者、高齢者、障害者、離職者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・ 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金を貸付けることにより、その世帯の自立を支援します。

② 小口生活資金貸付

- ・ 病気、災害等により一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。

(4) 健康・生きがいづくり

[活動の柱]

健康・生きがい づくり

[具体的な活動一覧]

① ワークスかつしか

② 長寿大学

③ 高齢者作品展

○ 就労や学びの機会の提供を通して、高齢者等の健康と生きがいづくりを支援します。

① ワークスかつしか

概ね 55 歳以上の人を対象に、身近な地域での就業相談、情報提供等を行うことにより、体力・能力・意欲に応じた多彩な働き方や社会参加を支援します。



[ワークスかつしか]

② 長寿大学

③ 高齢者作品展

- ・ 60 歳以上の高齢者を対象に、趣味・健康・生きがいなどについて学習する長寿大学、絵画・書・手工芸品等の作品を展示する高齢者作品展を開催します。

(5) 福祉団体等支援

[活動の柱]

福祉団体等支援

[具体的な活動一覧]

① 障害者福祉連合会支援

② 高齢者クラブ連合会支援

③ 福祉施設等支援

○ 地域の福祉団体等の活動を支援することにより、高齢者や障害者をはじめ、広く地域区民の福祉の増進を図ります。

- ① 障害者福祉連合会支援
- ② 高齢者クラブ連合会支援
- ③ 福祉施設等支援

(6) 災害ボランティア活動の支援

〔 活動の柱 〕

**災害ボランティア
活動の支援**

〔 具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動 〕

- ① 災害ボランティア受け入れ体制の整備（新規）
- ② 災害ボランティアマニュアルの作成（新規）
- ③ 災害ボランティア登録制度（新規）
- ④ 災害ボランティア連絡会議の設置（新規）

○ 区民の多くが不安を抱いている災害時の対策として、区とともに災害時ボランティア活動の受け入れ・登録等をはじめとする活動支援体制の構築を図り、区民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

① 災害ボランティア受け入れ体制の整備（新規活動）

- ・ 大規模な被災時に、区外からの救援ボランティアに対する調整（コーディネート）を行います。
- ・ 情報を整理するボランティアリーダーの養成、受け入れ施設の確保などを行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
体制整備	体制整備	実施	➡			—

② 災害ボランティアマニュアルの作成（新規活動）

- ・ 災害ボランティア活動を速やかに行うために、災害ボランティアマニュアルを整備します。

- ・ 平時の活動を含めたマニュアルを作成、配布することにより、被災時への備えを意識づけていきます。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
作 成	作成	配布				—

③ 災害ボランティア登録制度（新規活動）

- ・ 被災時に救援活動可能な区内のボランティアをあらかじめ登録しておき、有事に備えます。
- ・ 被災時活動を行うための研修等を実施し、また、連絡体制・活動に必要な機材物品の整備等についても検討します。
- ・ 外部からの救援ボランティアとともに活動し、災害ボランティアリーダーの補助的な役割を担えるよう、体制を整えます。
- ・ 災害ボランティアリーダーの組織化をめざします。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
体制整備	体制整備	実施				—

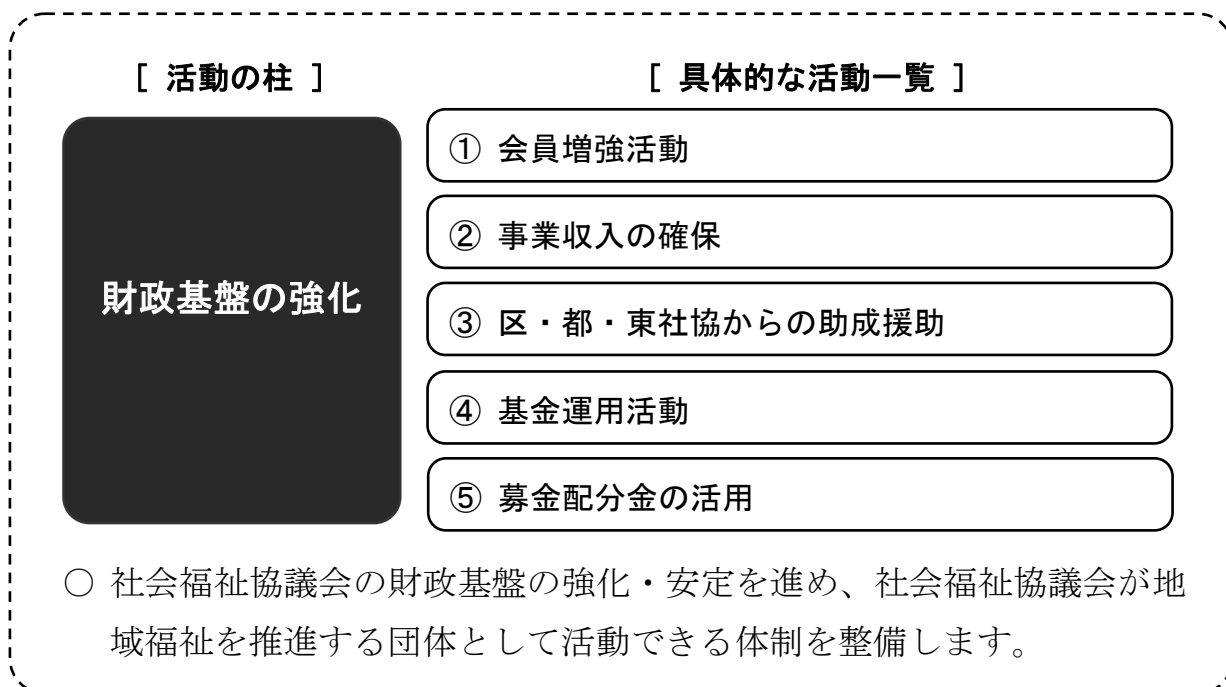
④ 災害ボランティア連絡会議の設置（新規活動）

- ・ 被災時の情報の混乱を避けるため、関係団体、機関等との連絡体制をつくります。
- ・ 関係団体や機関等と定期的な連絡会を開き、地域特性、災害弱者情報等、被災時の速やかな情報収集体制を整えます。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
体制整備	体制整備	実施				—

4 まちのニーズに対応する体制をつくりましょう

(1) 財政基盤の強化



① 会員増強活動

- ・ 社会福祉協議会が、自主的な財源を確保し、事業を展開していくために、福祉協力委員の方々とともに、会員の増強に取り組んでいきます。

② 事業収入の確保

- ・ 各種収益事業の実施等、自主財源の安定的な確保に努めます。

③ 区・都・東社協からの助成援助

- ・ 行政、東京都社会福祉協議会、各種福祉財団等からの補助・助成制度を積極的に活用し、財源の確保に努めます。

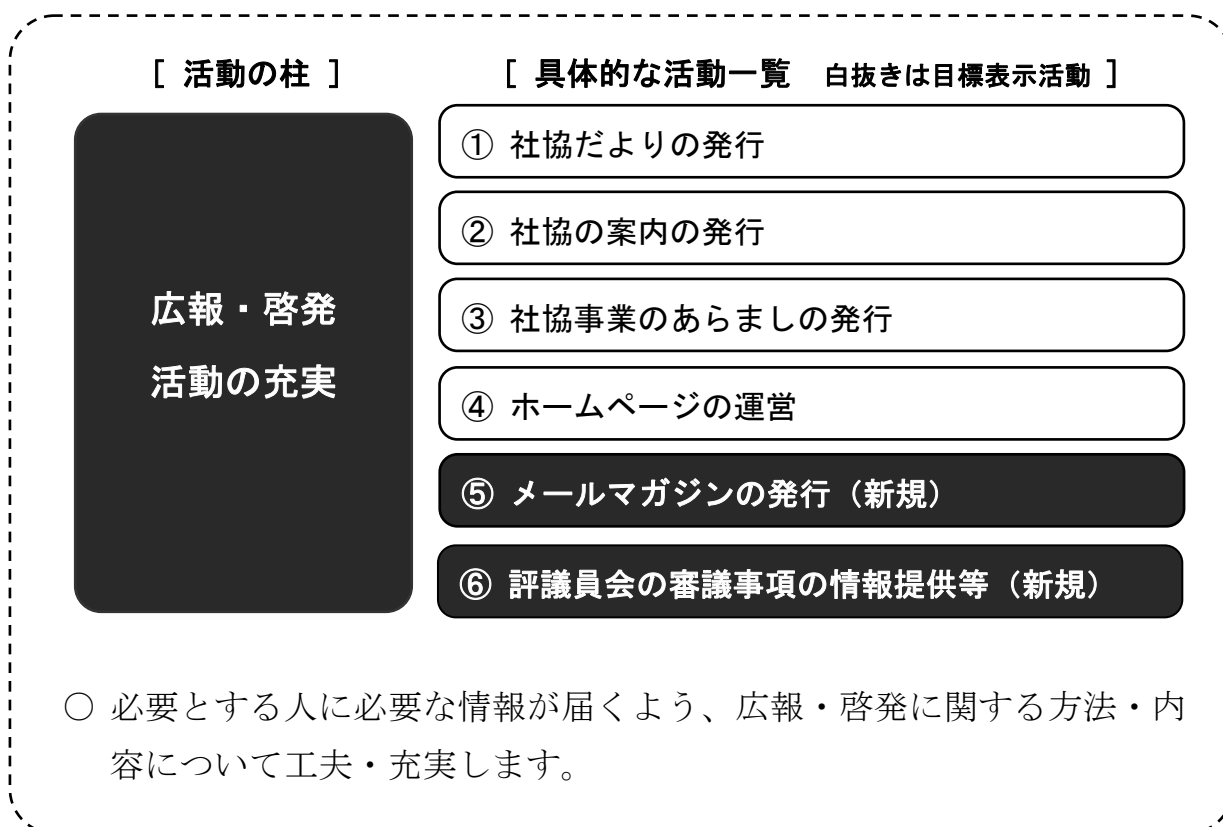
④ 基金運用活動

- ・ 基金等の安全・有利な運用を行い、自主財源の安定的な確保に努めます。

⑤ 募金配分金の活用

- ・ 募金の配分について、引き続き、地域福祉活動費として活用するとともに、今後、さらに適切な配分とするため、配分方法等の検討を行います。

(2) 広報・啓発活動の充実



① 社協だよりの発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協だよりを発行し、地域福祉活動等の周知と宣伝に努めます。

② 社協の案内の発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協の案内を発行し、社会福祉協議会事業等の周知と宣伝に努めます。

③ 社協事業のあらましの発行

- ・ 地域福祉活動に対する理解と協力を得るため、社協の会員に対し、社協事業のあらましを発行し、社会福祉協議会事業等の周知と宣伝に努めます。

④ ホームページの運営

- ・ インターネットを利用し、社協ホームページ及びボランティアセンターホームページにより社協の事業等を公開します。ホームページを活用して積極的

- な情報提供を行い、社協運営の透明性をあげ、「開かれた社協」をめざします。
- ・ 問い合わせフォームにより、区民からの意見の投稿や苦情相談受付を行います。

⑤ メールマガジンの発行（新規活動）

- ・ 区民に、社協で実施しているサービスや「葛飾社協」についてのPRを行うとともに、最新の福祉情報や防災情報などを周知することを目的として、希望する登録者にメールマガジン※を発行します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
購読者数	200 人	500 人	700 人	800 人	1,000 人	1,000 人

⑥ 評議員会の審議事項の情報提供等（新規活動）

- ・ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るため、評議員会の傍聴や審議事項の情報提供を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
ホームページ掲載	実施					—

※メールマガジン

インターネットを利用した電子メールで配信される雑誌。あらかじめ登録している購読者に、発信者が定期的にメールで情報を流すしくみ。

(3) 経営改革の推進

[活動の柱]

経営改革の推進

[具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動]

① 事業評価制度による事務事業の見直し

② 事務局執行体制の構築

○ 時代はめまぐるしく変化しており、時代の変化に対応した経営改革があらゆる組織に求められています。社会福祉協議会は、時代の動きに敏感に対応し経営改革に努めます。

① 事業評価制度による事務事業の見直し

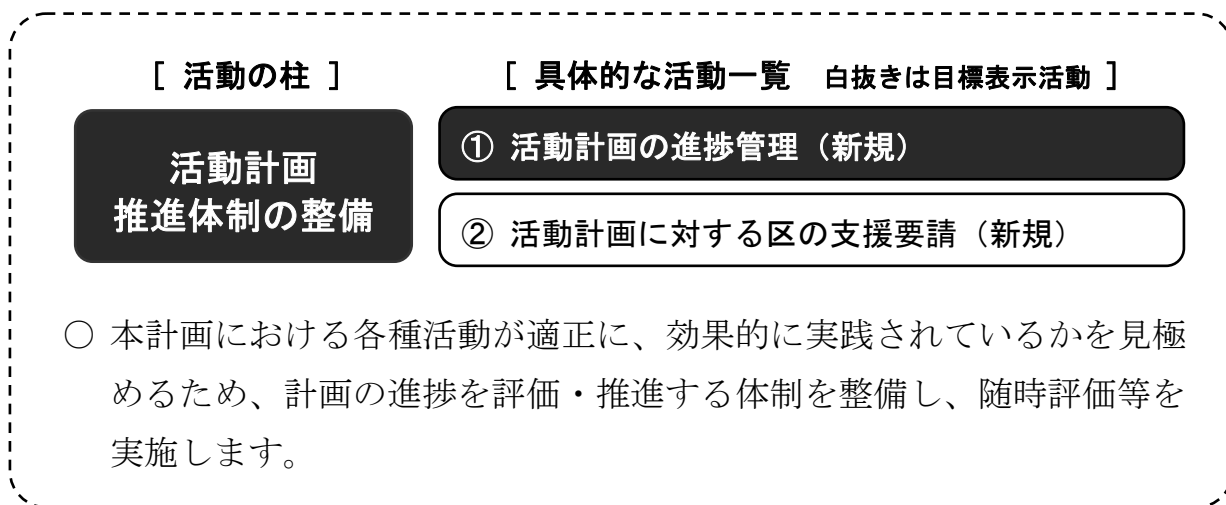
- ・ より効果的、効率的な法人運営をめざし、増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応したサービスが提供できるよう、事業評価を行うことにより、事務事業の見直しをしていきます。

活動指標	実績	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
外部評価事業数	6 事業	15 事業	15 事業	—	—	—	30 事業

② 事務局執行体制の構築

- ・ 職員の適材適所の人事配置を行うとともに、業務の弾力的・効率的な運用を図り、執行体制を構築します。

(4) 活動計画推進体制の整備



① 活動計画の進捗管理（新規活動）

- ・ 地域福祉活動計画の各種活動の進捗を管理し、各種活動が有機的に機能するように努めます。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
進捗管理						—
評 価						

② 活動計画に対する区の支援要請（新規活動）

- ・ 活動計画を推進していくため、区に対し、事業経費や人件費等の支援を要望していきます。